

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局財務課

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書等の送付及び新型コロナウイルス感染症の対応に伴う調査実施時期等の弾力化について

文部科学省では、平成 20 年度より学校の負担軽減の観点から、文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組んでいますが、「学校における働き方改革推進本部（本部長：文部科学大臣）」においても、学校現場の負担感が強い調査についても削減・縮小等を徹底していくこととしており、この度、学校向けの調査について、下記のとおり見直しを行いました。また、各教育委員会や各学校があらかじめ年間の見通しをもって対応することができるよう、年間調査計画等をとりまとめましたので併せて送付いたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担の軽減の観点から、実施時期の変更や調査期限の延長等、令和 2 年度実施予定調査にかかる運用の弾力化を図ったところですので併せてお知らせします。

なお、全国的な感染状況も踏まえ、別紙の調査の予定が変更になる可能性があることを御承知おきください。

【令和 2 年度の見直しの主なポイント】

（学校への調査・照会の負担軽減）

- 「子供の学習費調査」は、学校向け調査を廃止
- 「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」は、「悉皆」から「抽出」調査へ変更するとともに、随時実施とし、令和 2 年度は調査を見送り
- 「公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」は、随時実施とし、新高等学校学習指導要領が実施される令和 4 年度までは調査を見送り
- 「道徳教育実施状況調査」は、「悉皆」から「抽出」調査へ変更するとともに、随時実施とする

○「学校図書館の現状に関する調査」は、調査時期を学校の繁忙期を避け3～5月から7～9月に変更

○その他、回答にかかる調査項目の削減、調査内容等の見直し等

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担の軽減)

○「学校評価等実施状況調査」は、令和2年度調査を見送り、令和3年度実施へ変更

○「私立学校等実態調査（施設関係部分）」は、令和2年5月実施予定調査の回答締切の延長

○「全国学力・学習状況調査」は、予定していた4月16日の調査の実施を取りやめ、今後の取扱いについては、令和2年度中に実施するか否かも含め、今後改めて検討し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって決定し通知する予定

○「学校保健統計調査」は、児童生徒等の健康診断の実施時期が弾力化されることに伴い、回答締切を延長

○「学校給食栄養報告」は、4月以降の学校給食の再開の状況に留意しつつ、実施時期の変更や見送りも含め、今後改めて検討する

各教育委員会等におかれては、引き続き、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、独自に学校を対象に行う調査について、文部科学省が実施する調査との重複排除を図るとともに、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組をお願いします。特に、各教育委員会におかれては、調査の実施にあたって調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容の精査や、様式等（選択肢、WEBフォーム等）の工夫、複数の調査の一元化等を行うとともに、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複排除等報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるなどの取組をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、本件についての周知をお願いします。

なお、文部科学省においては、学校に求めている業務の削減を実行するために、次年度以後も、文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不断の見直しを行う予定です。

(参考)

- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会答申）（抜粋）
- ・学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成 31 年 3 月 18 日、文部科学事務次官通知）（抜粋）
- ・令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（抜粋）

[担当]

初等中等教育局財務課

校務調整係

(電話) 03-6734-3704

(メールアドレス) ko-mu@mext.go.jp

令和2年度実施予定調査名

No.	令和2年度実施予定調査	担当連絡先 (代表:03-5253-4111)
1	学校基本調査	総合教育政策局 調査企画課 学校基本調査係 (内線:2264)
2	地方教育費調査	総合教育政策局 調査企画課 統計情報分析係 (内線:2266)
3	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 情報整備担当 (内線:2382)
4	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導調査分析係 (内線:3208)
5	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課キャリア教育推進係 (内線:4728)
6	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	スポーツ庁 政策課 学校体育室体育振興係 (内線:2649)
7	特別支援教育に関する調査 ①通級による指導実施状況調査 ②学校における医療的ケアに関する実態調査 ③特別支援教育体制整備状況調査 ④特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査	初等中等教育局 特別支援教育課 ・支援第二係 (内線:3255) ・支援第一係 (内線:3967)
8	英語教育実施状況調査	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 外国語教育推進室 企画調整係 (内線:3785)
9	体罰の実態把握に係る報告	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室生徒指導企画係 生徒指導調査分析係 (内線:3298・3208)
10	全国学力・学習状況調査	総合教育政策局 調査企画課学力調査室 学力調査企画係 (内線:3726)
11	薬物乱用防止教室開催状況等調査	初等中等教育局 健康教育・食育課 (薬物乱用防止教室開催状況調査について) 保健管理係(内線:2976) (がん教育実施状況調査について) がん教育推進係(内線:2931)
12	私立学校等実態調査 (施設関係部分)	<幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外に係るもの> 高等教育局私学部私学助成課助成第二係 (2774) <幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係るもの> 初等中等教育局幼児教育課振興係 (2374)
13	学校保健統計調査	総合教育政策局 調査企画課 専門調査係 (内線:3240, 2262)
14	学校給食栄養報告	初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食係 食育推進係 (内線:2694・2095)
15	学校教員統計調査	総合教育政策局 調査企画課 縦断調査係 (内線:3252, 3251)
16	学校図書館の現状に関する調査	総合教育政策局 地域学習推進課 図書館振興係 (内線:2093, 3717)
17	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 日本語指導係 (内線:2035)
18	道徳教育実施状況調査	初等中等教育局 教育課程課 教育課程第一係 (内線:2903)
19	高等学校における国際交流等の状況調査	総合教育政策局 教育改革・国際課 国際理解教育係 (内線:3487)

◆「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」
(平成31年1月25日、中央教育審議会答申)(抜粋)

別紙2

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤ 調査・統計等への回答等

- 文部科学省は地方公共団体に対し、調査・統計等を実施しており、各学校の設置者も、学校現場や児童生徒の実情を適切に把握する観点から、調査・統計等を実施している。さらに、様々な主体の求めに応じ、学校の状況を逐次把握するために調査等が行われる場合もある。

政府の統計改革推進会議でも、統計を積極的に利用した証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進の必要性和同時に、報告者負担の軽減が掲げられており、こうした方向性に即して、調査・統計等の不断の見直しを進めなければならない。

- 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。

各教育委員会においては、学校への調査・照会について、対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、首長部局が行う調査についても、同様の配慮を働きかけるべきである。

◆学校における働き方改革に関する取組の徹底について

(平成31年3月18日、文部科学事務次官通知)(抜粋)

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

イ 調査・統計等への回答等

教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても、調査項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるとともに、調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

首長部局や地域の研究機関、民間団体が実施する学校宛ての調査や出展依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼等について、教育委員会から学校に連絡する際は、真に効果的で必要なものに精選すること。

学校に向けた調査・統計業務の削減

学校の負担感が大きい調査・統計業務については、都道府県、政令市では9割で、市区町村においても6割で削減を行っている。

【問】 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減しているかどうか。

